

便宜供与管理方針

第1条（目的）

当組合は、保険業法および金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」並びに業界ガイドラインに基づき、保険会社からの過度な便宜供与の防止および適正な管理を徹底する。これにより、特定の保険会社への偏りを排除し、当代理店が定める「比較推奨方針」に基づいた客観的かつ適切な保険募集および顧客本位の業務運営（FD）を実践することを目的とする。

第2条（基本方針）

1. 当組合は、保険会社との間において、顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれのある「過度の便宜供与」を受けない。
2. 当組合は、保険会社に対して不当な便宜供与や追加の利益提供を要求しない。また、社会通念上相当と認められる範囲を超える金銭、物品、役職員の派遣その他の利益の授受を行わない。
3. 保険会社から受けるインセンティブ（手数料、キャンペーン、コンテスト等）や各種支援が、当組合の比較推奨の判断および募集人の推奨勧誘行為に不当な影響を与えないよう、適切な牽制体制を維持する。

第3条（管理対象とする便宜供与の定義）

本方針において管理対象となる便宜供与とは、その名目を問わず、以下に掲げる事項をいう。

- 金銭・費用の負担：広告宣伝費、店舗家賃、イベント協賛金、システム開発・保守費用等の不当な肩代わりや共同負担。
- 物品の提供：PC やタブレット等の端末、店舗什器、オフィスサプライ等の無償提供または著しく低い価格での貸与・譲渡。
- 役務・人的支援：システム・アプリケーションの無償提供、事務作業の代行、および出向者・派遣募集人の受け入れ（出向契約の実態と負担割合の適正性を含む）。
- その他の経済的利益：研修やセミナーへの過度な招待、会食・贈答など、社会通念を超える優遇処置。

第4条（管理体制・責任者）

1. 便宜供与の管理に関する責任者は、コンプライアンス統括責任者（以下「責任者」という）とする。
2. 責任者は、各保険会社から提供される支援内容、出向者の有無、費用負担の状況等を一元的に把握するため、「便宜供与管理台帳」を作成し、定期的に更新・管理する。

第5条（検証およびモニタリング）

1. 責任者は、特定の保険会社から突出した便宜供与や支援を受けていないか、またそれによって当該保険会社の商品販売割合が不自然に増加していないかを定期的に検証（モニタリング）する。
2. モニタリングの結果、募集の公正性や比較推奨の客観性に疑義が生じるリスクがあると判断された場合は、直ちに当該保険会社からの便宜供与の受け入れを見直す、または中止する等の是正措置を講じる。

第6条（役職員への周知・教育）

当組合は、本方針をすべての役職員および募集人に周知徹底し、特定の保険会社に依存しない公正な募集態勢を確立するための教育を定期的実施する